

調達要求番号：4PX01A40001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
水素イオン濃度等検査役務		霞ヶ浦駐業-X-0002-D	
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和3年	5月11日
	変 更	令和6年	4月10日
	作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊	

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地において実施する水素イオン濃度等検査役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、次に定めるところによる。

1.2.1 契約担当官

契約担当官とは、第4.1.3会計隊長をいう。

1.2.2 検査官

検査官とは、霞ヶ浦駐屯地厚生科厚生科長をいう。

1.3 場所

茨城県土浦市右廻2410陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 駐屯地プール

2. 役務に関する要求

2.1 役務の内容

区 分	検査項目	採水場所	採水等日程（予定）
水質基準	水素イオン濃度	駐屯地プール	(検体採水) 令和6年7月初旬 (検査結果電話連絡期限) 令和6年7月19日(金) (検査報告書類提出期限) 令和6年7月31日(水)
	濁度		
	過マンガン酸カリウム消費量		
	大腸菌		
	一般細菌		
	総トリハロメタン		

2.2 条件

- この役務は、本仕様書及び茨城県遊泳用プール衛生指導要綱により行うものとする。
- 水質検査は、水道法第20条第3項及び茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則に基づき登録を受けた検査機関で実施する。
- 役務で使用する資機材等は、請負業者負担とする。
- 液体は、請負業者が採水し、速やかに検査機関に移送し、検査を行う。
- 採水等の細部については、検査官と調整する。

3. その他の指示

3.1 提出書類

- 分析試験結果報告書 2部
- その他検査官が示す書類

3.2 秘密保全

請負業者は、本役務の実施により知り得た情報内容に関して、官側の許可無く漏洩してはならない。

3.3 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、契約担当官の指示を受ける

作成年月日：令和6年4月10日

仕 様 書

件 名	水素イオン濃度等検査役務			
業務隊長		厚生科長	厚生班長	厚生係